

## 堺市企業データポータルサイト構築及び企業データ利活用促進業務 提案書作成要領

### 1. 業務名

堺市企業データポータルサイト構築及び企業データ利活用促進業務

### 2. 業務概要

本業務は、(公財)堺市産業振興センター(以下本センター)が事業者に委託して、市内企業が利用可能な支援施策情報をタイムリーに受け取りや、自社の情報発信機会を広げることが可能にする情報基盤として、市内の全ての企業が常時活用可能でデータ入力が簡単かつ、視認性及び操作性の高いポータルサイトを構築するもの。

### 3. 業務履行期間

契約締結日～令和4年1月31日

### 4. 契約担当課

〒591-8025 堺市北区長曾根町183-5

公益財団法人堺市産業振興センター 経営支援課 担当 小松

TEL 072-255-6700 / FAX 072-255-1185 / e-mail keiei\_shien@sakai-ipc.jp

### 5. プロポーザル参加資格要件

以下の要件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4及び堺市契約規則(昭和50年規則第27号)第3条の規定に該当しないこと。
- (2) 本業務のプロポーザル参加資格確認申請書の提出締切日から審査結果通知日までの間に、堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱(平成11年制定)に基づく入札参加停止又は入札参加回避の措置を受けていないこと及び入札参加有資格者でない者にあつては当該措置要件に該当する行為を行っていないこと。  
※優先交渉権者が、審査結果通知日から契約締結日までの間に上記措置を受けた場合又は上記措置要件に該当する行為を行ったと認められる場合は優先交渉権者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。
- (3) 本業務のプロポーザル参加資格確認申請書の提出締切日から審査結果通知日までの間に堺市契約関係暴力団排除措置要綱(平成24年制定)による入札参加除外(改正前の堺市暴力団排除措置要綱及び堺市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外を含む。)を受けていないこと及び入札参加有資格者でない者にあつては当該措置要件に該当する行為を行っていないこと。  
※優先交渉権者が、審査結果通知日から契約締結日までの間に上記措置を受けた場合、又は上記措置要件に該当する行為を行ったと認められる場合は優先交渉権者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立てをしていないこと及び申立てをなされていないこと又は更生手続き開始の申立てをし、若しくはなされた者にあつては会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けていること。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てをしていないこと及び申立てをなされていないこと又は再生手続き開始の申立てをし、若しくはなされた者にあつては、民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けていること。

- (6) 平成 28 年 4 月 1 日以降に国又は地方公共団体のほか公的機関・団体、民間企業において、Web サイト構築業務の契約を元請けとして履行した実績を有し、かつ当該実績を証明できること。
- (7) 仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できること。

6. スケジュール スケジュールは下記のとおりとする。

- (1) 公募開始日 7 月 15 日 (木)
- (2) 参加資格確認申請書等提出締切 7 月 26 日 (月)
- (3) 質疑締切日 7 月 28 日 (水)
- (4) プロポーザル参加資格確認結果通知日 7 月 30 日 (金)
- (5) 質問回答日 8 月 3 日 (火)
- (6) 辞退届締切日 8 月 5 日 (木)
- (7) 企画提案書等提出締切日 8 月 16 日 (月)
- (8) プレゼンテーションによる審査実施日 8 月 23 日 (月) 午前中頃を予定  
(状況により Web 実施)
- (9) 審査結果(採否)通知日 8 月 27 日 (金) 頃を予定

※ 1 本業務に関する説明会は実施しない。

※ 2 質疑、参加資格確認申請書、企画提案書等は公募開始日から提出可能とする。

7. 応募書類等の配付

令和 3 年 7 月 15 日 (木) から 7 月 26 日 (月) まで、当センターホームページからダウンロードする。担当課窓口及び郵送等での配付は行わない。

ダウンロード先：<https://www.sakai-ipc.jp/news/recruit/post-465.html>

8. 提出書類

(1) プロポーザル参加資格確認申請書等の提出

プロポーザルに参加しようとする者は、下記のとおり「プロポーザル参加資格確認申請書」等の必要書類を提出すること。

① 提出書類

次の提出書類 (ア) ~ (オ) の書類を各 1 部提出すること。

(ア) プロポーザル参加資格確認申請書

- ・ 必要事項を記入し、押印等をした上で提出すること。

(イ) 市民税の納税証明書 (市外業者の場合は、主たる営業所の市 (区町村) のもの。直近 3 ヶ月以内発行のもの。写し可。)

- ・ 提出部数は 1 部とする。

(ウ) 国税の納税証明書 (法人はその 3 の 3、個人はその 3 の 2 とし、直近 3 ヶ月以内発行のもの。写し可)

- ・ 提出部数は 1 部とする。

(エ) グループ協定書兼委任状

- ・ 提出部数は 1 部とする。

(オ) 前記 5 (6) にかかる履行実績申出書

- ・ 必要事項を記入し、押印等をした上で提出すること。

- ・ 履行実績申出書の内容を証明できるもの（契約書・仕様書の写し、又はその他の契約の相手方、金額及び内容が分かる書類）を必ず添付すること。

※提出書類(イ)(ウ)については、堺市登録業者の場合、提出は不要である。

※提出書類(エ)については、単体で参加する場合、提出は不要である。

※グループで参加する場合、提出書類(イ)(ウ)については、代表構成員及び他の構成員の全者が提出すること。(堺市登録業者の場合、提出は不要)

※「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」等の猶予制度の適用を受けており、「納税証明書（その3）」が提出できない場合は、「納税の猶予許可通知書」又は「納税証明書（その1）」を提出すること。

## ② 提出期限

令和3年7月26日（月）午後5時

## ③ 提出先

前記4 契約担当課

## ④ 提出方法上記提出先まで原則郵送により提出すること（FAX 不可）。

なお、郵送で提出した旨を前記4 契約担当課まで電話連絡し、到達確認をすること。  
上記提出期限までに必着とする。

※前記5 プロポーザル参加資格要件を満たしていない場合は、プロポーザルに参加することができない。参加資格確認申請書を提出した事業者に対し、参加の可否について、令和3年7月30日（金）[予定]に通知する。

## (2) 企画提案書等の提出

### ① 提出書類

#### (ア) 企画提案書

- ・ A4版 横書 長辺綴じ
- ・ 提出部数は7部（正本1部 副本6部）とする。
- ・ 正本、副本ともに、表紙には宛名「公益財団法人堺市産業振興センター理事長」、業務名「堺市企業データポータルサイト構築及び企業データ利活用促進業務」と記載すること。
- ・ 正本1部の表紙には、事業者の所在地、商号又は名称及び代表者職氏名を記載の上、代表者印（実印）を押印し、下欄には担当者連絡先を記載すること。
- ・ 副本6部には、提案者を判別できるような表現、ロゴ等の記載、資料の添付等は一切しないこと。判別できる場合には失格とすることもあるので十分確認した上で提出すること。
- ・ 本事業において企画提案をすることができるのは1案のみとする。
- ・ 提出期限後の企画提案書の差替は認めない（本センターが補正等を求める場合を除く）。

#### (イ) 見積書

- ・ 見積書記載金額については、本業務の総額の本体価格（税抜）、消費税額（地方消費税額を含む）を別々に記載し、さらにそれらの合計金額を明記すること。  
なお、見積りにあたっては契約期間中における原材料、人件費等の諸経費の動向等を十分勘案して行うこと。

- ・ 見積金額及び人件費、諸経費等の積算の内訳が判別できるように、できるだけ詳細に記載すること。
  - ・ 見積書の提案上限金額は、20,255,000円（税込）とし、提案上限金額を超える見積金額の提案があった場合は失格とする。
  - ・ 提出部数は7部とする。（正本1部、副本6部）
  - ・ 正本、副本ともに、表紙には宛名「公益財団法人堺市産業振興センター理事長」、業務名「堺市企業データポータルサイト構築及び企業データ利活用促進業務」と記載すること。
  - ・ 正本1部の表紙には、事業者の所在地、商号又は名称及び代表者職氏名を記載の上、代表者印を押印すること。
  - ・ 副本6部の表紙には、提案書同様、提案者が判別できるような社名等の記載や押印を一切行わないこと。判別できる場合には失格とすることもあるので十分確認した上で提出すること。
- ② 提出期限  
令和3年8月16日（月）午後5時
- ③ 提出先  
前記4の契約担当課
- ④ 提出方法上記提出先まで原則郵送により提出すること。（FAX不可）なお、郵送で提出した旨を前記4契約担当課まで電話連絡し、到達確認を行うこと。上記提出期限までに必着とする。

## 9. 企画提案書記載事項

「業務仕様書」に基づき、次の項目についての提案書を作成すること。

- (1) 本業務の趣旨・目的に沿ったトップページのイメージサンプルの提案（図示等わかりやすい表現を盛り込むこと）
- (2) サイト構成案とイメージサンプルの提案（図示等わかりやすい表現を盛り込むこと）
- (3) 本業務の目的達成に有効と考えられる事項の追加提案
- (4) サイト構築及びテスト運用時の保守・管理体制
- (5) 本業務の実施体制（役割等分かりやすく明示すること）
- (6) 8. 提出書類(1)-(オ)前記5(6)にかかる履行実績申出書で申し出た実績以外に国又は地方公共団体のほか公的機関・団体、民間企業において、本業務と同様・類似業務の実績がある場合は、相手方名、事業メニュー、契約金額等を提示すること。また実施による成果なども記載すること。
- (7) サイト構築及びテスト運用完了までのスケジュール
- (8) 企業データ利活用促進業務に係る提案

## 10. 企画提案書作成に関する質疑受付

提案書作成に関して疑義が生じた場合には、前記4の契約担当課担当者まで電子メールにて問い合わせること。送付後、速やかに契約担当課まで電話をし、必ず到達確認を行うこと。

なお、質疑受付の締切は令和3年7月28日（水）17時までとし、それ以後は一切受け付けない。

## 11. 企画提案書提出の辞退

プロポーザル参加資格確認申請書を提出後、企画提案書を提出しない（プロポーザルの参加を辞退する）場合は、「プロポーザル参加辞退届」に事業者の住所、商号又は名称及び代表者職氏名を記載の上、代表者印を押印し、また、辞退理由も記載の上、下記辞退届提出期限までに1部提出すること。

企画提案書を提出した後にプロポーザル参加を辞退する意向のある場合には、下記提出先の担当に連絡すること。下記辞退届提出期限を過ぎた後の辞退は、原則として認めないが、辞退するに至った事情等を聞いた上で取扱いを決定することとする。ただし、企画提案書の審査手続きを終えている場合は辞退することができない。

(1) 辞退届提出期限

令和3年8月5日（木）午後5時

(2) 提出先

前記4契約担当課

(3) 提出方法上記提出先まで原則郵送により提出すること。（FAX 不可）

なお、郵送で提出した旨を前記4契約担当課まで電話連絡し、到達確認をすること。上記提出期限までに必着とする。

## 1 2. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。また、優先交渉権者が契約締結するまでの間に次のいずれかに該当した場合又は該当していることが判明した場合は、優先交渉権者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

(1) 提案者が前記5のプロポーザル参加資格要件を満たさなくなった場合

(2) 堺市暴力団排除条例（平成24年条例第35号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を提出しない場合（ただし、契約金額が5,000,000円（税込）未満の場合は除く）

(3) 見積書の金額（税込）が、提案上限金額を上回る場合

(4) 提出期限までに必要書類を提出しない場合

(5) 提出書類に不備（軽微なものを除く）がある場合

(6) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(7) 著しく信義に反する行為があった場合

(8) 契約を履行することが困難と認められる場合

(9) 企画提案書の記載内容が法令違反など著しく不適当な場合

(10) 本業務について2案以上の企画提案をした場合

(11) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

## 1 3. 企画提案書等の審査 (1) 審査基準及び配点

別紙審査基準（評価表）のとおり（一次審査・二次審査共に同じ審査基準・配点で審査を行う）

(1) 審査方法

- ・提出書類は本センター関係者で構成する選定委員会において、審査基準に基づき総合的に審査し点数をつけ、最も優秀であると認められた1者を優先交渉権者として選定する。
- ・提案者が4者を超えた場合は、一次審査として書類審査を実施し、得点が高いものから上位4者を選定し、プレゼンテーション（状況によりWeb実施）による二次審査を行う。

- ・一次審査の結果及びプレゼンテーション実施日（8月23日（月）午前中を予定）については、電子メールで通知する。
  - ・プレゼンテーションによる審査の結果、最も点数の高い提案を行ったものを選定する。
  - ・審査を行う上で疑問点や確認事項が発生した場合は、各々の提案者に確認を行う。
  - ・審査内容又は結果についての異議は認められない。
- (2) 審査結果
- ・審査結果は採否に関わらず、令和3年8月27日（金）[予定]に通知する。

#### 1 4. 契約の締結

##### (1) 契約者の決定

- ① 優先交渉権者との契約交渉が成立した場合は、当該事業者を契約者として決定し、契約締結を行うものとする。その場合、当該事業者は9月1日（水）までに契約が締結できるように、手続きを進めること。なお、その際に当該事業者が提案した内容は、仕様書に規定されたものと見なす。ただし、実際の制作内容は、本センターと協議のうえ決定する。
- ② 優先交渉権者との契約が成立しなかった場合は、プロポーザルの評価が次順位の者が優先交渉権者となり、契約交渉を行い、成立した場合には、当該事業者を契約者として決定し、契約締結を行うものとする。

##### (2) 契約金額

契約金額は、提案された見積書の金額の範囲内とする。

- (3) 契約保証金本業務の契約に係る契約保証金は、契約金額の10/100以上とする（ただし、利子は付さない。）。

なお、次の各号に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

- ① 保険会社との間に本センターを被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出したとき。
- ② 過去2年間に、国又は地方公共団体と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を1回以上締結し、これらをすべて誠実に履行したとき。
- ③ 契約金額が、1,000,000円（税込）以下であるとき。

##### (4) 誓約書の提出

優先交渉権者は、契約締結までに堺市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書（契約金額（単価契約の場合は、契約単価に予定数量を乗じた金額）が5,000,000円（税込）未満の場合は除く）を作成し、提出すること。

#### 1 5. その他

- (1) 提出書類は選定結果にかかわらず返却せず、本業務における審査以外では使用しない。
- (2) 提出書類は、審査を行う作業に必要な範囲において複製を作成する場合がある。
- (3) 企画提案書で表明された内容が契約内容となるため、実現性が低いにもかかわらず提案するようなことがないこと。優先交渉権者に決定された後であっても業務目的が達成できないことが確認できた場合には契約を締結しない場合がある。それに伴う提案者が被る損害について、本センターは一切賠償しない。

- (4) 企画提案書の作成等プロポーザルに要する費用及び事業実施にかかる準備行為については、すべて提案者の負担とする。